

岐阜県公報

目次

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

(交通企画課)

ページ

号外(五) 令和四年九月三十日

公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

岐阜県公安委員会

委員長 林 正子

岐阜県公安委員会規則第十号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の三第二項第一号イ及び第五条の五第四項第一号中「自動車検査証」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

第十二条の二第三項第二号及び第三号中「認定書」を「認定証」に改める。
第十二条の三及び第十二条の四を次のように改める。

(安全運転管理者等の解任命令)

第十二条の三 法第七十四条の三第六項の規定により安全運転管理者等の解任を命ずるときは、解任命令書(別記第五号様式の四)によつて行うものとする。

(自動車の使用者に対する是正措置命令)

第十二条の四 法第七十四条の三第八項の規定により自動車の使用者に対し是正のため必要な措置をとるべきことを命ずるときは、是正措置命令書(別記第五号様式の五)によつて行うものとする。

第十二条の五第三項中「認定書」を「認定証」に改める。

別記第五号様式の三から別記第五号様式の五までを次のように改める。

第5号様式の4 (第12条の3関係)

第5号様式の3 削除

解 任 命 令 書

第 年 月 日 号

様

岐阜県公安委員会 印

道路交通法第74条の3第6項の規定に基づき、貴
の安全運転管理者
の
解任を命じます。

理由

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

第5号様式の5（第12条の4関係）

是 正 措 置 命 令 書

第 年 月 日 号

様

岐阜県公安委員会 印

下記の理由により、自動車の安全な運転が確保されていないと認めたので、道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき、是正のために必要な措置をとるべきことを命じます。

理由

是正のために必要な措置

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、公安委員会に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、行政事件訴訟法に基づき、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であつても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。ただし、第五条の三第二項第一号イ及び第五条の五第四項第一号の改正規定は、令和五年一月一日から施行する。

令和四年九月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社